

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	31 年度
条 例 名	神奈川県営住宅条例				
条 例 番 号	平成 9 年神奈川県条例第 36 号	法 規 集	第 12 編第 9 章		
所 管 室 課	県土整備局建築住宅部公共住宅課				
条 例 の 概 要	公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>県営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸又は転貸するための住宅である。本条例は、その県営住宅の設置及び管理について規定したもので、現在も多くの入居者が居住しているため必要である。</p>			<p>県営住宅 (平成 26 年 3 月 31 日現在)</p> <p>団地数 219 団地 棟 数 1,801 棟 管理戸数 45,471 戸 入居戸数 41,168 戸</p>
	有効性 （現行の内容で課題が解決で）	<p>平成 25 年度より県営住宅の空き駐車場の外部貸しを実施し、入居者だけでなく団地来訪者や近隣地域への利便性を図っている。今後、更に利便性を向上させ、有効性を図るために、おもに空き駐車場の外部貸しの許可に係る駐車場の区画数等について変更許可ができるようにするなど改正を検討する必要がある。</p>			<p>駐車場の外部貸し (平成 26 年 11 月 30 日現在)</p> <p>実施団地数 22 団地</p>
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>指定管理者制度について、平成 17 年度に本条例に位置づけ、指定管理者の適正な業務執行により、修繕や入居者対応等の管理事務について効率的に行われている。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>本条例は、県民の心豊かな住生活の実現をめざし、住まい・まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした住生活基本法に基づく県の住生活基本計画の基本目標に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。</p>			
	その他				
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。</p>			<p>理 由 等</p> <p>空き駐車場の使用許可の変更に関する見直しなど更なる利便性の向上を図るために改正及び運用の改善等を検討する必要がある。</p>	

